

# 審判をとりまく10年間の環境の変化

特許庁審判部 審判課 審判企画室 室長

星野 昌幸

## 抄録

本稿では、審判に関する10年間の環境の変化、制度変更や取組などを紹介したいと思います。審査に比べ、審判は制度や取組の変化は少ないのでは、と思われるかもしれませんが、ここ10年は比較的大きな変革がなされています。若手の審査官(補)の皆さんには意外に思われるかもしれません。

審査官にとって、近くて、少し遠い存在である審判の、これまでとこれからに少し触れてみてはいかがでしょうか。

## 1. はじめに

審判は、拒絶査定不服審判制度や特許異議申立制度により、審査の上級審及び準司法機関として特許審査制度を支える一組織であり、また、無効審判制度や判定制度などにより、特許権の活用できる環境を支えています。審判部は、現在約380人の審判官、約20人の書記官と、それら支えるバックオフィ

スの職員などで構成されています。

審判制度の紹介は、各研修などにお任せするとし、本稿では、約10年間の審判に関する環境の変化、制度変更などについて順に紹介するとともに、その今後についても紹介したいと思います。

なお、特技懇誌での記事ですので、ここでは特許の審判のみにふれ、基本的には意匠・商標の審判についてはふれません。また、筆者が審判課において

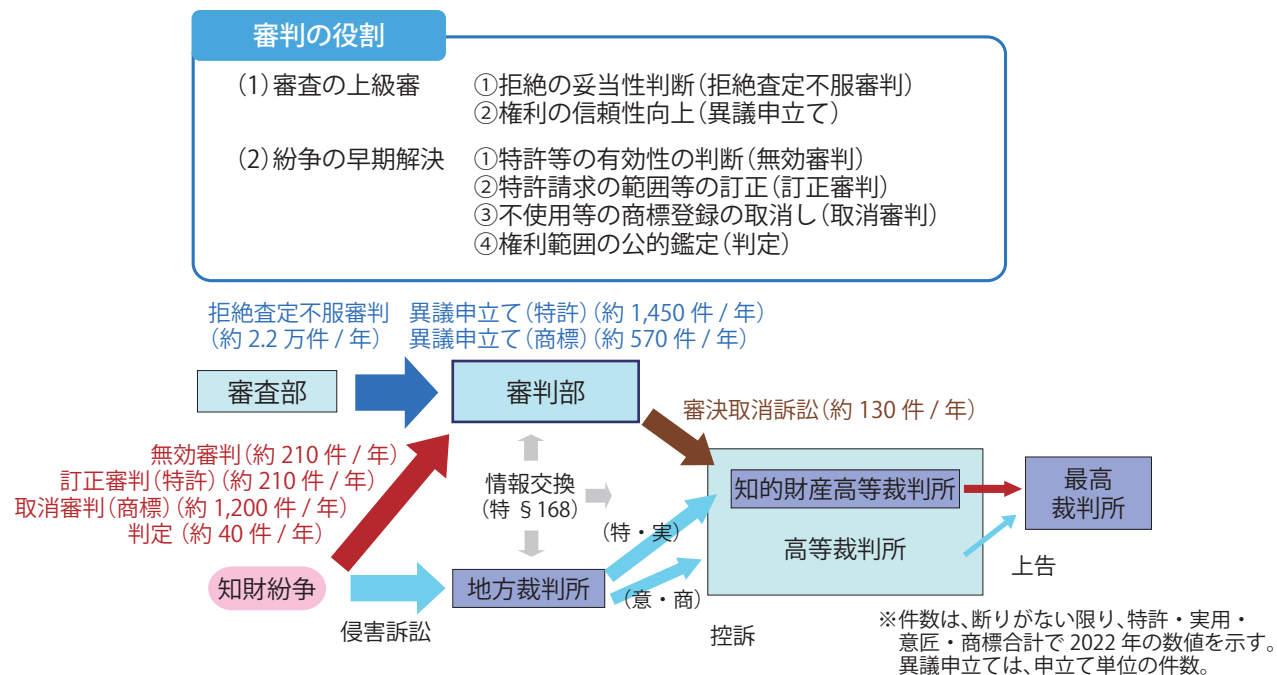


図1 審判の位置づけ

過ごした、のべ約3年間における内容が中心となることを御了承ください。そして、いつものお願いですが、本稿の内容は、筆者の個人的見解を含むものであり、特許庁又は経済産業省の見解を表明するものではないことも御了承ください。

### 1.1 審判企画室について

本題に入る前に審判を支えるバックオフィスの一つである当室について御紹介させていただきます。審判企画室は、審判に関する企画・調査を行っており、企画、法規便覧、制度、国際、品質、情報、意匠、商標をそれぞれ担当する課長補佐が各1名（商標担当は2名）、課長補佐を支える係員1名、審判の統計情報の集計分析などを行う補助職員4名、審判決調査員8名及び室長の計23名で構成されています（令和5年3月時点）（図2）<sup>1)</sup>。担当名からわかるように、さながら「ミニ特許庁」といえるほど多岐にわたる範囲の業務を行っています。各担当の所管業務は幅が広くて大変です。しかし、それぞれ独立しつつ審判部を代表して関係課室と議論を行うため、責任も大きいですがやりがいもある部署だと思います。

審判決調査員は、弁護士又は弁理士の資格を有する任期付職員で、これまでの訟務や契約、知財の代



図2 審判企画室 数年ぶりの集合写真

理人業務などの経験を活かし、企画や調査分析、審理における助言などを行っています。

## 2. 10年前の取り巻く環境

### ～遅延の時代の終焉から安定の時代へ～

今から10年前、2013年は、日本の審判にとって、やっと落ち着きを取り戻した時期でした。

それよりも前の10年は、審査部門における、審査請求期間が7年から3年に短縮されたことによる請求増や2014年度末のFA（ファーストアクション）11月の達成などのため、任期付審査官制度の導入や先行技術文献調査の外注事業などを初めとする審査推進施策を受けて審査処分件数は大きく増加し、それに比して拒絶査定不服審判の請求件数は大幅に増加していました。

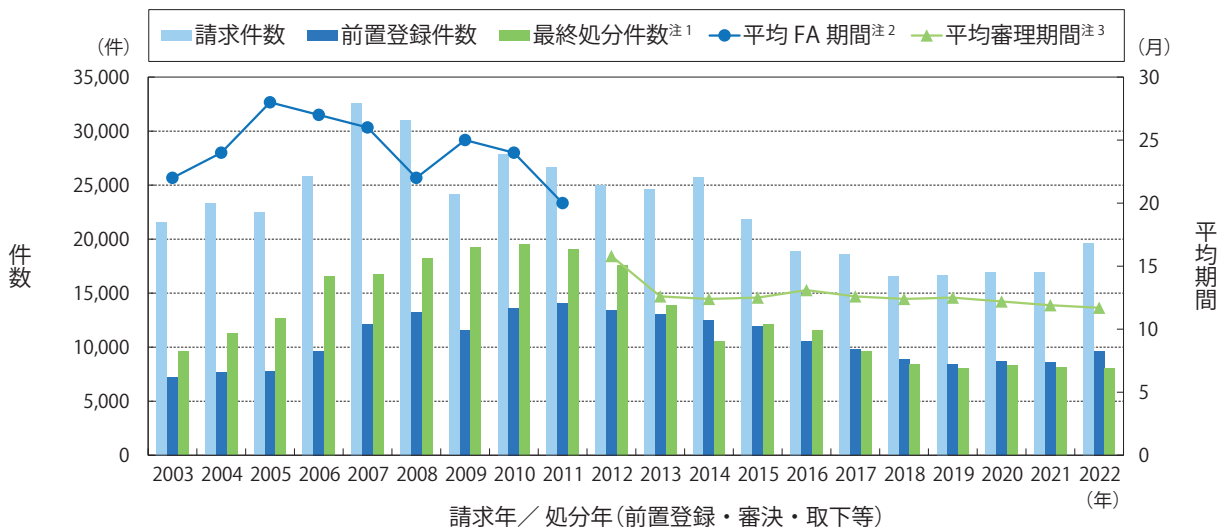
このため、審判における拒絶査定不服審判の平均FA期間は、2005年には平均で約28月となり、この遅延解消が最大の懸案でした（図3）。

このような状況下において、2003年には、無効審判と特許異議申立制度の併存による弊害などを考慮して制度全体の最適化・合理化を図り、迅速な審理などの要請を充足するため、特許異議申立制度を廃止しました<sup>2)3)</sup>。また、2008年からは、前置審査における前置報告の内容を全件審尋として送付する前置審尋の運用なども行うなど、大きな制度や運用の変更なども行い<sup>4)</sup>、拒絶査定不服審判の処理が進められました。その結果、10年前の2013年には、平均審理期間は1年程度となり、現在と同程度まで短縮され、拒絶査定不服審判の遅延解消最優先の時代から抜け出すことができました。

その後は、2017年までは審判請求件数が減少し、2018年からは17000件弱程度で安定した件数となり、審判全体としては安定した時代となったと言えます。

ただし、2022年は再び急増し、2万件に迫る請

- 1) 審判企画室でも一部を除きテレワークを実施しております。会議などで登庁者が多かった日に数年ぶりに集合写真を撮りました（画面に写っているのはテレワークです）。
- 2) 紛争処理小委員会報告書「産業財産権をめぐる紛争の迅速かつ合理的な解決に向けて」、平成15年2月
- 3) 制度改正審議室編「平成15年 特許法等の一部改正 産業財産権法の解説」、平成15年8月
- 4) 他にも2005年の第20回・第21回特許制度小委員会では、判定制度も廃止の検討がされましたが、産業界からの要請により廃止は見送られました。



注1：審判部における請求成立・不成立・却下の審決、取下・放棄の合計  
 注2：平均FA期間：審判請求日<sup>(※)</sup>から、審判官による審理結果の最初の通知(主に審決又は拒絶理由通知書)が請求人等へ発送されるまでの期間の平均(※)場合によらず、審判請求の日  
 注3：平均審理期間：審判請求日<sup>(※※)</sup>から、審決の発送日、取下げ・放棄の確定日又は却下の発送日までの期間の平均(※※)前置審査に係る事件については審理可能となった日(部門移管日)

図3 拒絶査定不服審判の推移

(出典) 特許行政年次報告書(2004~2022)等をもとに筆者作成

求件数となりました。2023年も審査部門の状況から同様な傾向が予想されます。さらに、請求件数は技術分野による差が大きくなっており、技術分野によっては、平均審理期間から大きく遅れている、あるいは遅れていくことが予測されており、平均審理期間の二極化の時代に突入したとも言えそうです。

### 3. 特許異議申立制度の創設

前述のとおり、2013年までは、拒絶査定不服審判の遅延解消にマンパワーを集中的に振り向けるべく、特許の有効性の判断に第三者が関与する制度に大きなメスを入れていました。

日本では、昭和34年の現行特許法の制定当初から、特許異議申立制度と特許無効審判制度が併存してきました。このうち、第三者の知見を活用する特許異議申立制度は、早期の権利付与や国際調和の観点から、平成6年の法改正により、権利の付与前に申立てを行う制度から付与後の一定期間に申立てを行う制度に移行しましたが、平成15年の法改正により特許無効審判制度に包摂されるに至りました。

しかしながら、特許無効審判制度は、特許異議申立制度に比べると、厳格な審理が可能である一方、口頭審理が原則とされており、当事者の手続負担が

大きく、また、地方ユーザにとっては時間やコストの面で不利であることや審決取消訴訟の審判請求人の負担が大きいなどの指摘もありました。それらの理由から、無効審判制度は特許異議申立制度の廃止前の件数に比べるとその請求は増えず、その結果、以前、特許異議申立制度により取り消されていた権利が存続することとなり、権利の不安定化が起こっているのではないかと指摘もありました。

日本国内で早期に特許を取得し、日本発の技術を核にグローバルに権利の取得・活用を進めようとする我が国の企業等にとって、事業展開のために多額の投資を行った後で特許権が無効となった場合、致命的な損害を受けかねないため、強く安定した特許権を早期に確保することの重要性はますます高まっていました。こうした背景を踏まえ、旧制度の問題を改善しつつ、さらに今日的な新たな制度意義を与えるための工夫を行った上で、特許の権利化後の一定期間に特許付与の見直しをする機会を与えるための新制度として、2015年(平成27年)に特許異議申立制度が新設されました。

特許異議の申立ての件数は、制度新設2年は1200件程度で推移し、その後1000件程度で落ち着いていました(図4)。しかし、2021年及び2022年は、1300件前後となり増加しています。

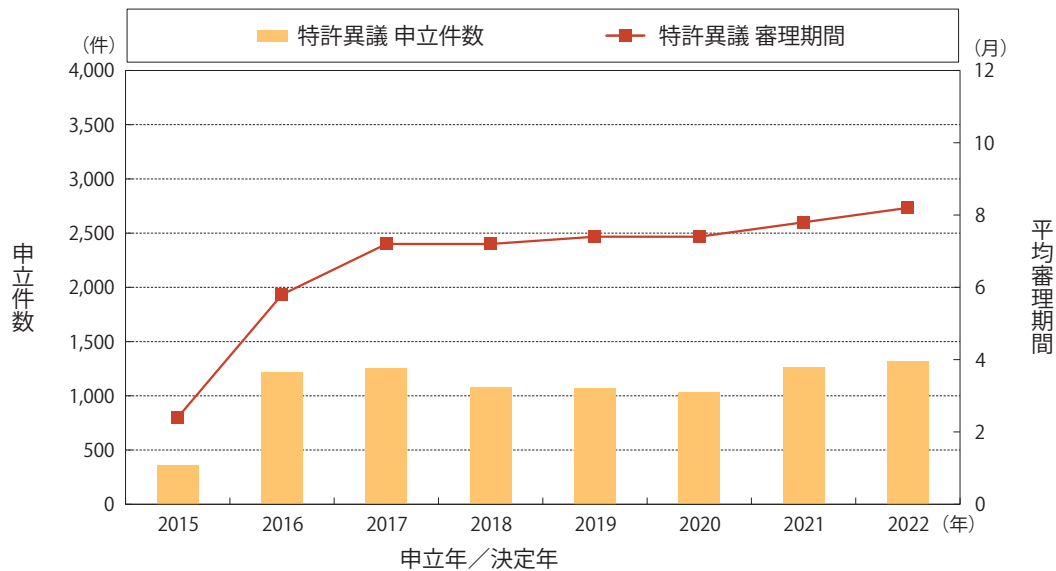


図4 特許異議の申立ての件数推移  
(出典) 特許行政年次報告書(2017~2022)等をもとに筆者作成

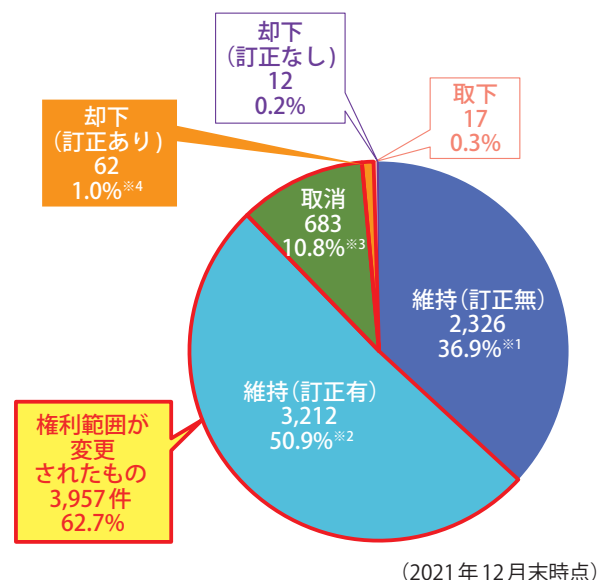
拒絶査定不服審判に比べると分野によって申立件数は大きく傾向が異なっており、食品や繊維、高分子、無機化学などの分野で特に多くなっています。これは、審判における技術分野ごとの業務量の差の大きな要因となっています。なお、平成15年に廃止された旧異議申立制度に比べると、申立人の意見提出の機会が増え、訂正請求のタイミングも多くなったことから1件の審理に要する時間は増えています。

なお、特許異議の申立てにおいて、最終的に特許が取り消される割合は10.8%とあまり大きくありません(図5)。しかしながら、特許異議の申立てを受けて権利者が訂正を請求し、その後維持されたもの、つまり、特許時よりも権利範囲が狭くなった上で維持されたものが50.9%あり、取り消されたものもあわせるとそれは60%強となります。

審査官の皆さんは、自分が特許査定した案件が特許異議の申立てが出された時は、取消とならなかった場合でも、その訂正内容や維持決定の内容も是非御確認いただけると幸いです。

#### 4. 標準必須性に係る判断のための判定

審判部では、ある技術内容(例えば、A社が販売している商品X(イ号))が、ある特許権の技術的範囲に属するか否かの判断を求める判定制度を行っています。その判断は審判官の合議体方式で行われる



※1 訂正されることなく維持が決定されたもの。  
 ※2 訂正が全て又は一部認められて維持が決定されたもの。  
 ※3 異議対象の請求項の全て又は一部の取消が決定されたもの。  
 ※4 異議申立ての対象請求項の全てを削除する訂正が認められて、異議申立てが却下されたもの。  
 ある申請年の維持決定と取消決定の比率は、その申請年の全ての事件が最終処分されるまで確定しない点に留意。

図5 特許異議の申立ての最終処分結果  
(出典) 審判課において作成

ため、法律的な拘束力を有するものではありませんが、公的な機関の公平な見解として、ライセンス交渉等の参考資料や訴訟における一見解として利用され、紛争の早期解決のための制度となっています。一方、平成29年当時、IoTの普及により、ライ

センス交渉が業界をまたがって行われるなどの変化が生じ、それに伴い、従来のような業界内におけるクロスライセンスによる解決が困難となっていることや、特許の必須性やライセンス料率の相場観について見解の乖離など、ライセンス交渉の態様にも変化が生じていました。特に、ライセンス交渉の対象となる特許発明が、特定の標準規格に基づく標準必須の特許であるかどうかの判断は、その判断につき当事者間において争いとなった場合、当事者同士のみで解決することが困難と考えられます。

そこで、標準必須性に係る判断のために前述の判定制度を活用するための運用を「標準必須性に係る

判断のための判定の利用の手引き」(以下、「手引き」という。)を作成して明確化し、平成30年4月1日から開始しています。

この運用では、まず、請求人は、通常の判定では商品Xなどを具体化したものであるイ号に代えて、標準必須性について判断を求めたい標準技術文書において不可欠とされている構成のみから「仮想イ号」として特定します。次に、この仮想イ号が、ある特許権の技術的範囲に属するか否かを判定し、属するものであれば、当該特許権は標準必須特許(以下「SEP」という)であるという合議体の見解を示します。

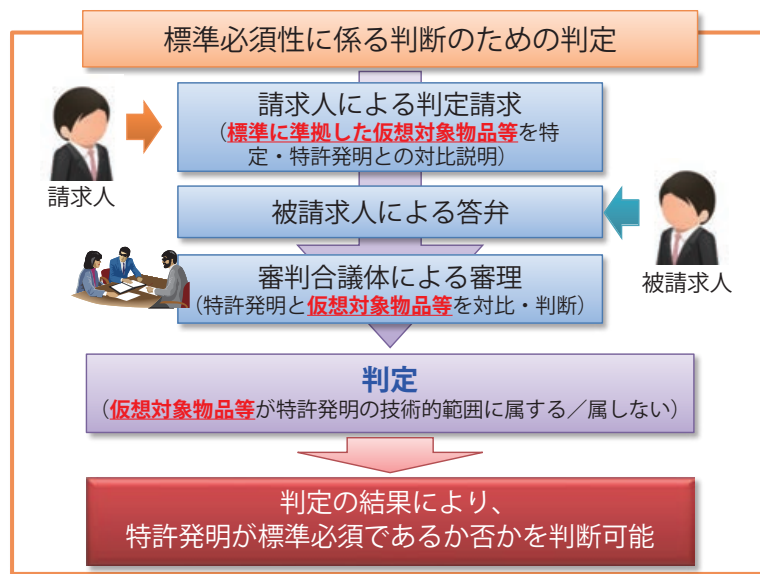


図6 「標準必須性に係る判断のための判定の流れ」

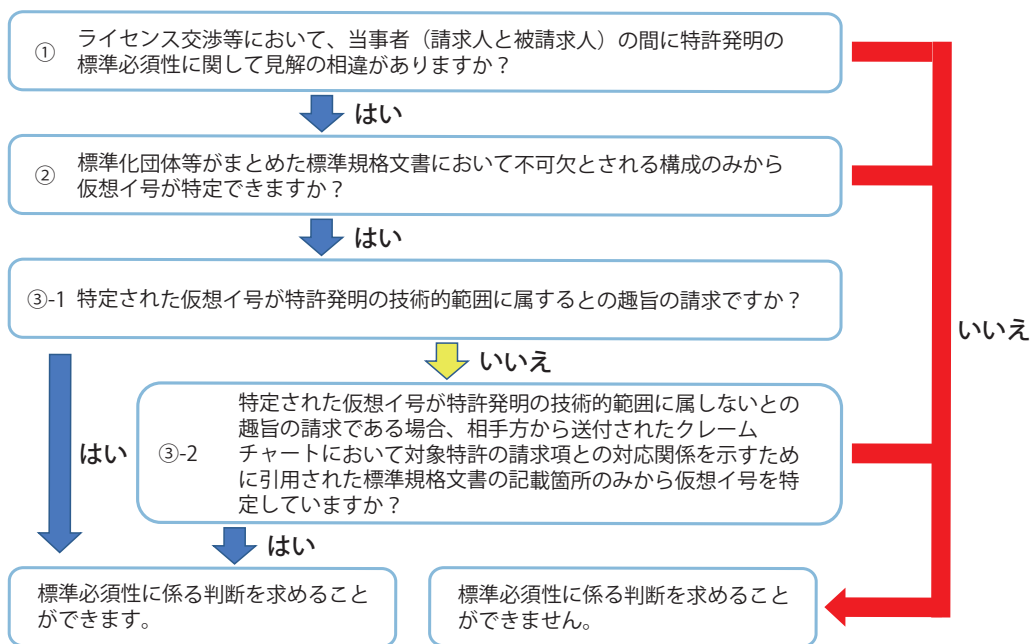


図7 「標準必須性に係る判断のための判定」の対象となるかのチェックフロー

判定制度は、訴訟に代えて、あるいは、訴訟の前に、イ号が特許権の技術的範囲に属しているか否かについて合議体の見解を示す行政サービスです。そのため、「標準必須性に係る判断のための判定」では、両当事者が標準必須性に関して見解が相違している、すなわち、権利者が標準必須特許であると主張し、その相手方当事者が標準必須特許ではないと意見が分かれていることが必要です。

標準必須性については、各社がある標準技術に対して自社の特許権が標準必須特許であると宣言しており、それらの特許が本当に標準技術に対して必須であるのかという判断については、その宣言をした会社及び第三者にとって興味のあるところです。

しかし、標準技術に対して宣言された特許権は数千～数万件以上あり、これら全てを本運用により判定することは現実的ではありません。また、個々の標準必須特許についての争いは、ある特定の商品（イ号）がその特許権を侵害しているかが争点になることが多く、標準必須性のみを争点としているケースは余り無いようです。

そのため、現在この制度では年間数件の請求はありますが、請求が取り下げられたものや標準必須性に係る判断までに至らずに結論に至ったものなどが多く、2023年3月時点では「標準必須性に係る判断のための判定」として判定結果が示された事件はありません。本運用の活用事例が待たれるところです。

## 5. オンライン口頭審理

特許権等の権利の有効性については無効審判で争われ、この特許権の無効審判においては、原則、口頭審理が実施されています。審判長は、口頭審理による審理をするときは、その期日及び場所を定め、当事者等に対して期日の呼出しを行います。このとき正当な理由なく出頭しないときは特許法203条により過料に処されます。

一方、2020年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による口頭審理には大きな制約が発生しました。また、会議等をオンラインで行うことが一般化するなどデジタル化等の社会構造の変化に対応し、ユーザの利便性を向上させるという観点からも口頭審理についてオンライン化を進める必要が生じました。

そこで、2021年3月の特許法等の改正により、同年10月からは当事者等がウェブ会議システムを用いて口頭審理に出頭することが可能となりました。また、これにあわせて、審判廷の設備を整備しました。例えば、合議体や当事者をオンライン参加者から確認できるように4Kビデオカメラを導入するとともに、従来の特許庁のインターネット回線とは別途インターネット回線を整備しています。オンラインで参加する当事者は事件ごとに設定されたMicrosoft Teamsの会議室に接続して、審判廷の合議体や当事者、開示資料などが確認できます。オンライン参加者の表情などは、図8のように合議体や当事者の机に設置されたディスプレイや傍聴者も確認可能な大型ディスプレイで確認することができ、円滑なコミュニケーションを行うことができます。

特に口頭審理のために導入した回線により、口頭審理中に特許庁側の理由での通信切断や表示トラブルなどの問題は発生しておらず、安定的な運用が行



図8 オンライン口頭審理のイメージ

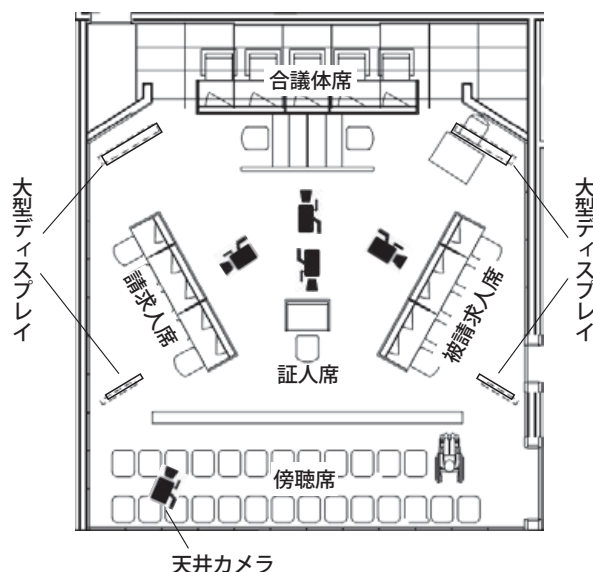


図9 審判廷の設備

表1 口頭審理とオンライン口頭審理の実施件数 (2021.10-2023.3)

	特許・実用	意匠	商標	合計
口頭審理全体	124	9	3	136
オンライン口頭審理	87 (OL : 17、完OL : 7)	7 (OL : 3、完OL : 1)	1 (OL : 1)	95 (OL : 21、完OL : 8)
オンライン率	70.0%	77.8%	33.3%	69.9%

(出典) 審判課審判企画室において作成

えており、ユーザからの評判もとても高くなっています。運用開始から執筆時点(2023年3月)までの当事者のオンライン利用はおよそ7割となっており、非常に多くの場合に利用されています。なお、表1中、「OL」は、請求人又は被請求人の一方の全員がオンラインで出頭した「オンライン出頭型」の件数、「完OL」は、請求人又は被請求人の双方の全員がオンラインで出頭した「完全オンライン出頭型」の件数です。出頭者の一部のみがオンライン出頭する「ハイブリッド型」が一般的です。しかし、図8は、運用開始前に撮影したイメージ画像ですが、このような審判廷に審判官・書記官しかいない「完全オンライン出頭型」も実施され、オンライン化が定着しつつあります。

## 6. 手続のオンライン化・デジタル化

### (1) 申請書類提出のオンライン化

日本特許庁は、世界に先駆けて電子出願システムを導入し1990年には特許出願のオンライン出願の受付を開始しました。しかしながら、30年以上も

経過した2022年現在、審判では、2000年に拒絶査定不服審判のオンライン手続が可能になったものの、特許異議の申立てや無効審判、判定制度などの手続(以下「無効審判等」という。)の多くが、紙による提出のみでの受付となっています。これは、これらの審判関係の書類は件数が比較的に少ないため、開発費の費用対効果が低いことや、添付書類として証拠の写しや押印のある証明書を求めることが多いなどが理由でした。

しかし、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が2020年12月に閣議決定され、これを受けて特許庁としても「特許庁における手続のデジタル化推進計画」(2021年3月31日)を公表しました。ここでは、すべての申請手続をオンラインで行えるようにすること、及び、2024年3月までにシステムをリリースすることを目指す旨と記載されています。

なお、出願書類は、電子データでの提出が義務化されており、紙での提出の場合は電子化手数料を徴収し、全て電子化されます。また、電子データはXML形式であり利用性の高い形となっています。

〈特許庁に対する書面提出のイメージ〉

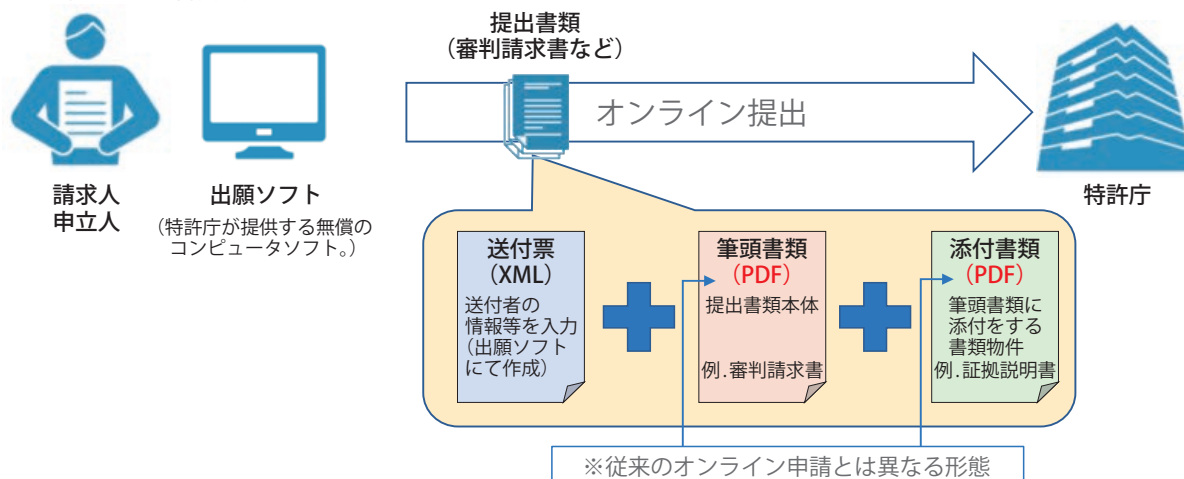


図10 無効審判等のオンライン申請のイメージ

一方、現在検討されている無効審判等のオンライン申請は、申請書類及び添付書類をPDF形式で提出できるようにするものであり、紙での提出は運用開始後も認められる予定です。そのため、デジタルデータの利用性は、方式調査の自動化や審理における活用などで出願書類に比べ低いものとなります。しかしながら、オンライン申請が可能となることで、ユーザにおけるデジタル化・テレワーク化などの障害を減らすことや送料・印刷等のコストを下げるなどにつながり、審判におけるデジタル化の大きな一歩となります。

なお、無効審判等の特許庁から送付する書類のオンライン化（オンライン送付）については、ようやく検討が始まったところです。無効審判等では、審判の請求する者と請求される者の対立構造となっており、1つの事件の送付先が複数ありますが、現在のオンライン出願ソフトではそのような構造に対応していません。また、対立構造では提出された書類の副本を相手方に送付する必要がありますが、オンライン申請がされ、相手方がオンライン送付を許容する環境がないと実現できません。課題は多いですが、どのようなオンライン送付が実現可能であり有用であるかについて引き続き検討していく必要があります。

## (2) 証拠の写し等のDVD-Rによる提出

無効審判等において、提出される書類のうち大部を占めるのは添付される証拠の写しです。千ページを超える証拠等が提出される事件も多数あります。提出者は、この証拠の写しについて、正本綴用、審理用、相手方送付用と複数作成し、特許庁へ郵送する必要があります。特許庁では、これら提出されたものの同一性について確認する負担も生じています。また、審判官がテレワークにおいても証拠の写しが確認できるよう紙資料を電子化する手間や物流の負担などもあります。

そこで、(1)の申請書類提出のオンライン化の実施に先駆け、大量の証拠書類をPDF化しDVD-Rに格納し提出できるよう特許法施行規則等を改正し、2022年11月より提出可能としました。

運用開始から執筆時点（2023年3月）までに、170件を超えるDVD-Rによる提出があり、データ量にして30GBを超えています。このデジタル化に

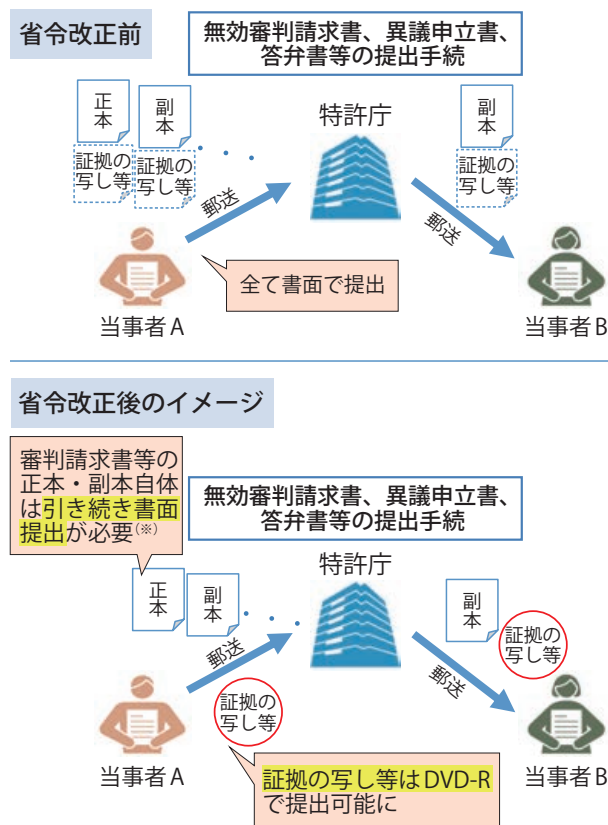


図11 証拠の写し等のDVD-Rによる提出

より省資源化、省スペース化、作業効率の向上などのメリットがあります。

なお、DVD-Rに格納して提出された証拠の写しは相手方にもDVD-Rに格納して送付しています。可能であればオンラインによる送付が望ましいところですが、前述のとおり、現状無効審判等ではオンライン送付が難しく、実現に時間がかかることが予想されるため、こちらもまずは一歩前進というところです。

## 7. おわりに

ここまで、約10年間において、審判を取り巻く環境や制度・運用変更などが大きく変化してきたことを紹介しました。最後に、変わらないものについても紹介したいと思います。

2021年6月、特許庁全体のミッション・ビジョン・バリューズが公表されました。また、審判部においても、審判部における価値観について「審判部バリューズ」としてまとめ、同年9月に審判部内で





## 審判部バリューズ

- ・審査の上級審及び準司法機関として、透明性をもって、公正・公平に各事件を処理する
- ・審査の上級審・準司法機関機能を担うプロフェッショナルとして、誇りと責任を持って行動する
- ・当事者の主張、事案の事情を十分に考慮して、関係者の納得感が最大限に得られるよう対処する
- ・社会情勢の変化に応じて、審判部の組織や審判制度、業務運用を不断に見直す
- ・審判実務を通じて、特許庁全体の実務能力の向上に貢献する

図12 審判部バリューズ

共有しています(図12)。審判部の普遍的な価値観を明確化するために作成したものですので、今後、大きな環境変化や運用の変更があっても、この価値観を元に進められていくものと思います。

ところで、本稿が特技懇誌に掲載されるころには、審判の特実部門が経済産業省の別館や虎ノ門タワー(旧JTビル)から、特許庁本庁舎に18年ぶりに戻ってきます。このような機会に、本稿を通じて審判についての理解を深める一助となれば幸いです。

### 【参考文献】

1. 永井翔吾、深津拓寛、星野昌幸「平成26年特許法等一部改正法における特許異議申立制度創設までの道程」、2015年、パテント、Vol.68, No.7, pp.5-13
2. 星野昌幸「平成26年法改正特許法における特許異議申立制度について」、2015年、知財管理、Vol.65, No.5, pp.668-697
3. 山本健晴「無効審判等における「オンライン口頭審理」の運用開始後の実施状況について」、2022年、パテント、Vol.75, No.6, pp.60-68
4. 鷺崎亮「〈論文〉特許無効審判等における“オンライン口頭審理”の実務」、2022年、特許ニュース 令和4年1月分
5. 特許庁ウェブサイト「口頭審理実務ガイド」、2021年、[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/general-koto/koutou\\_shinri.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/koutou_shinri.html)

## profile

### 星野 昌幸 (ほしの まさゆき)

平成11年4月	特許庁入庁(特許審査第四部画像処理)
平成15年4月	審査官昇任
平成20年10月	審査第一部調整課審査基準室 室長補佐
平成25年1月	総務部総務課法規班長
平成26年10月	審判官昇任(26部門)
平成27年1月	審判部審判課審判企画室 課長補佐(制度担当)
平成28年1月	審判部審判課課長補佐
平成30年7月	(一財)知的財産研究教育財団 知的財産研究所 研究部長
令和2年7月	審査第四部送配電 室長
令和3年7月より	現職